



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*14 主要農作物種子法施行細則を廃止する規則	(果樹園芸課)	1
○ 公安委員会規則		
*2 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則		1
○ 告示		
315 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)	6
316 〃	(〃)	6
317 大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)	7
318 平岩土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)	7
319 清算法人平岩土地改良区の清算人の退任	(〃)	8
320 保安林の指定	(森林整備課)	8
321 保安林の指定施業要件変更予定	(〃)	8
322 道路の区域変更	(道路保全課)	9
323 〃	(〃)	9
324 道路の供用開始	(〃)	10
325 道路の区域決定	(〃)	10
326 自転車歩行者専用道路の指定	(〃)	10
327 道路の供用開始	(〃)	11
328 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	11

規 則

和歌山県規則第14号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則(昭和27年和歌山県規則第84号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県有田警察署の部を次のように改める。

和歌山県有田警察署	箕島駅前交番 (有田市箕島)	有田市のうち 古江見、新堂、野、初島町浜の一部、港町、箕島、宮崎町の一部、山田原、山地
	糸我交番(有田市糸我町中番)	有田市のうち 糸我町中番、糸我町西、下中島、千田、辻堂、星尾、宮原町新町、宮原町須谷、宮原町滝、宮原町滝川原、宮原町道、宮原町畑、宮原町東
	辰ヶ浜警察官駐在所(有田市宮崎町)	有田市のうち 宮崎町の一部
	初島警察官駐在所(有田市初島町浜)	有田市のうち 初島町里、初島町浜の一部

別表第1和歌山県田辺警察署の部を次のように改める。

和歌山県田辺警察署	明洋交番(田辺市上の山)	田辺市のうち 稲成町、上の山一丁目、上の山二丁目、江川、上芳養、天神崎、中芳養、芳養町、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、古尾、むつみ、明洋一丁目、明洋二丁目、明洋三丁目、目良、元町
	田辺駅前交番(田辺市湊)	田辺市のうち 磯間、今福町、扇ヶ浜、片町、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、北新町、紺屋町、栄町、下屋敷町、新屋敷町、末広町、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、東陽、中屋敷町、福路町、宝来町、本町、神子浜一丁目、神子浜二丁目、湊、南新町、文里一丁目、文里二丁目
	新万交番(田辺市新庄町)	田辺市のうち あけぼの、朝日ヶ丘、上野、学園、上万呂、上三栖、下万呂、下三栖、城山台、新庄町の一部、新万、長野、中万呂、中三栖、東山一丁目、東山二丁目、伏菟野、南新万
	みなべ交番(日高郡みなべ町北道)	みなべ町のうち 気佐藤、北道、堺、芝、西岩代、埴田、東岩代、東吉田、南道、山内

上富田交番 (西牟婁郡上富田町朝来)	上富田町のうち 朝来、生馬、市ノ瀬、岩崎、岩田、岡、下鮎川、南紀の台
新庄警察官駐在所 (田辺市新庄町)	田辺市のうち 神島台、新庄町の一部、たきない町
上秋津警察官駐在所 (田辺市上秋津)	田辺市のうち 秋津川、秋津町、上秋津
鮎川警察官駐在所 (田辺市鮎川)	田辺市のうち 鮎川
合川警察官駐在所 (田辺市合川)	田辺市のうち 熊野、九川、串、合川、小谷、五味、木守、佐田、下川上、下川下、下露、竹ノ平、谷野口、長瀬、中ノ俣、西大谷、原、東伏菟野、平瀬、深谷、古屋、向山、面川、和田
福井警察官駐在所 (田辺市龍神村福井)	田辺市のうち 龍神村小家、龍神村甲斐ノ川、龍神村福井
湯本警察官駐在所 (田辺市龍神村湯ノ又)	田辺市のうち 龍神村小又川、龍神村廣井原、龍神村三ツ又、龍神村湯ノ又、龍神村龍神
西警察官駐在所 (田辺市龍神村西)	田辺市のうち 龍神村殿原、龍神村西、龍神村丹生ノ川、龍神村東、龍神村宮代、龍神村安井、龍神村柳瀬
栗栖川警察官駐在所 (田辺市中辺路町栗栖川)	田辺市のうち 中辺路町石船、中辺路町内井川、中辺路町大川、中辺路町川合、中辺路町熊野川、中辺路町栗栖川、中辺路町小皆、中辺路町小松原、中辺路町澤、中辺路町高原、中辺路町西谷、中辺路町温川、中辺路町兵生、中辺路町福定、中辺路町北郡、中辺路町真砂、中辺路町水上
近露警察官駐在所 (田辺市中辺路町近露)	田辺市のうち 中辺路町大内川、中辺路町近露、中辺路町道湯川、中辺路町野中
西本庄警察官駐在所 (日高郡みなべ町西)	みなべ町のうち 晩稲、熊岡、熊瀬川、筋、谷口、徳藏、西本庄、

	本庄)	東本庄
	清川警察官駐在所 (日高郡 みなべ町 清川)	みなべ町のうち 市井川、清川、島之瀬、 高野、滝、土井、東神野 川、広野

別表第1和歌山県新宮警察署の部を次のように改める。

和歌山県新宮警察署	大橋交番 (新宮市大橋通四丁目)	新宮市のうち 相筋一丁目、相筋二丁目、井の沢、磐盾、浮島、馬町一丁目、馬町二丁目、相賀、大橋通一丁目、大橋通二丁目、大橋通三丁目、大橋通四丁目、神倉一丁目、神倉二丁目、神倉三丁目、神倉四丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、五新、下本町一丁目、下本町二丁目、新宮の一部、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、高田、谷王子町、千穂一丁目、千穂二丁目、千穂三丁目、仲之町一丁目、仲之町二丁目、仲之町三丁目、橋本一丁目、橋本二丁目、船町一丁目、船町二丁目、船町三丁目、別当屋敷町、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、南檜杖、元鍛冶町一丁目、元鍛冶町二丁目、薬師町、横町一丁目、横町二丁目
	新宮駅前交番 (新宮市徐福二丁目)	新宮市のうち あけぼの、阿須賀一丁目、阿須賀二丁目、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、伊佐田町一丁目、伊佐田町二丁目、王子町一丁目、王子町二丁目、王子町三丁目、春日、熊野地一丁目、熊野地二丁目、清水元一丁目、清水元二丁目、下田一丁目、下田二丁目、下田三丁目、徐福一丁目、徐福二丁目、新宮の一部、田鶴原町一丁目、田鶴原町二丁目、野田、蓬萊一丁目、蓬萊二丁目、蓬萊三丁目、丸山
	三輪崎交番 (新宮市三輪崎)	新宮市のうち 木ノ川、佐野、佐野一丁目、佐野二丁目、佐野三丁目、新宮の一部、蜂伏、三輪崎、三輪崎一丁目、三輪崎二丁目、三輪崎三丁目

	北山警察官駐在所 (東牟婁郡北山村大字大沼)	北山村
	日足警察官駐在所 (新宮市熊野川町日足)	新宮市のうち 熊野川町相須、熊野川町赤木、熊野川町畝畑、熊野川町大山、熊野川町鎌塚、熊野川町上長井、熊野川町九重、熊野川町篠尾、熊野川町四滝、熊野川町嶋津、熊野川町滝本、熊野川町田長、熊野川町玉置口、熊野川町西、熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、熊野川町東、熊野川町東敷屋、熊野川町日足、熊野川町宮井、熊野川町椋井
勝浦幹部交番 (東牟婁郡那智勝浦町大字天満 1418 番地の 2)	勝浦受持 (東牟婁郡那智勝浦町大字天満)	那智勝浦町のうち 朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、勝浦、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、築地八丁目、天満、天満一丁目、二河、橋ノ川、浜ノ宮、湯川
	宇久井警察官駐在所 (東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井)	那智勝浦町のうち 宇久井、狗子ノ川、高津気
	井関警察官駐在所 (東牟婁郡那智勝浦町大字井関)	那智勝浦町のうち 井関、市野々、大野、檜原、川関、口色川、熊瀬川、小阪、坂足、田垣内、高野、那智山、直柱、南平野
	下里警察官駐在所 (東牟婁郡那智勝浦町大字下里)	那智勝浦町のうち 井鹿、市屋、浦神、高遠井、小匠、粉白、下里、下和田、庄、長井、中里、中ノ川、西中野川、南大居、八尺鏡野
	太地警察官駐在所 (東牟婁郡太地町大字太地)	太地町
	本宮幹部交番 (田辺市本宮町本宮 26)	本宮受持 (田辺市本宮町本宮)

0番地の1)	請川警察官駐在所（田辺市本宮町請川）	田辺市のうち 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町上大野、本宮町小津荷、本宮町静川、本宮町高山、本宮町田代、本宮町東和田、本宮町皆瀬川、本宮町蓑尾谷、本宮町耳打
	湯峯警察官駐在所（田辺市本宮町渡瀬）	田辺市のうち 本宮町大瀬、本宮町久保野、本宮町小々森、本宮町下湯川、本宮町野竹、本宮町檜葉、本宮町武住、本宮町平治川、本宮町曲川、本宮町皆地、本宮町湯峯、本宮町渡瀬
	伏拝警察官駐在所（田辺市本宮町伏拝）	田辺市のうち 本宮町一本松、本宮町大居、本宮町上切原、本宮町切畑、本宮町土河屋、本宮町伏拝、本宮町三越

別表第2和歌山県かつらぎ警察署の項を削り、和歌山県和歌山西警察署の項を次のように改める。

和歌山県和歌山西警察署	築港警察官連絡所	和歌山市築港
-------------	----------	--------

別表第2和歌山県和歌山西警察署の項の次に次のように加える。

和歌山県有田警察署	辻堂警察官連絡所	有田市辻堂
	宮原警察官連絡所	有田市宮原町新町

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第315号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100241	こじか親子教室	和歌山市平井297	児童発達支援	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成30.3.31

和歌山県告示第316号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051300055	でいっちゃ	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	平成30.3.31

和歌山県告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ和歌山店
和歌山県和歌山市手平一丁目5番7号
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 変更する事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 230台 (建物ピロティ及び敷地南側、東側)
(変更後) 109台 (建物ピロティ及び敷地東側)
- 変更年月日
平成30年11月8日
- 変更する理由
敷地南側駐車場について利用率が低いことから、地権者に返還するため。
- 届出年月日
平成30年3月7日
- 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)
- 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年3月23日から同年7月23日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により平岩土地改良区の役員について次のと

おり公告する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成30年2月25日退任）

職名	氏名	住所
理事	山野正博	日高郡日高川町大字原日浦21番地
理事	石本二三代	日高郡日高川町大字原日浦20番地
理事	坂本好史	日高郡日高川町大字川原河60番地2
理事	赤松義之	日高郡日高川町大字原日浦216番地1
理事	坂本直隆	和歌山市西高松一丁目7番15号 604号
監事	石本幸也	日高郡日高川町大字原日浦54番地1
監事	坂本晶由紀	日高郡日高川町大字原日浦49番地

和歌山県告示第319号

清算法人平岩土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した清算人（平成30年2月25日退任）

氏名	住所
山野正博	日高郡日高川町大字原日浦21番地
坂本直隆	和歌山市西高松一丁目7番15号 604号

和歌山県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字亀石490の2
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第321号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字竹原字下モ地326番地先から同村大字竹原字里山643番4地先まで	旧	4.45 } 10.75	171.80	
同上	新	10.25 } 12.60	172.65	

和歌山県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

田辺市龍神村殿原字小森1088番3地先から同市龍神村殿原笠塔山国有林25林班い3小班地先まで	新	10.20	1,829.40	養ノ谷橋	L=80.00
		113.00		樋ノ途橋	L=32.00
				新九郎谷橋	L=60.50
				賽ノ谷大橋	L=168.50
				平良畑橋	L=45.50
				大尾留橋	L=33.00
				板小屋橋	L=57.00
				東谷橋	L=88.00

和歌山県告示第324号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市龍神村殿原字小森1088番3地先から同市龍神村殿原笠塔山国有林25林班い3小班地先まで

供用開始の期日 平成30年3月26日 正午

和歌山県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市湊字中洲坪1580番2地先から同市湊字中洲坪1679番1地先まで	新	4.00 } 8.65	1,090.90	

和歌山県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市湊字中洲坪1580番2地先から同市湊字中洲坪1679番1地先まで	4.00 } 8.65	1,090.90	

4 指定する期日 平成30年3月23日

和歌山県告示第327号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 和歌山市湊字中洲坪1580番2地先から同市湊字中洲坪1679番1地先まで

供用開始の期日 平成30年3月23日

和歌山県告示第328号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

日足2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	新宮市	熊野川町	日足	寺風呂谷	321番3	
2号	〃	〃	〃	〃	302番4	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	302番2	
5号	〃	〃	〃	〃	321番1	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	